

福 第 9 7 4 号
平成24年9月4日

社会福祉施設等を設置する法人の長 様
社 会 福 祉 施 設 等 の 長 様

新潟県福祉保健部長

社会福祉施設等における食中毒予防及び衛生管理の徹底について（通知）

本年8月に入り、他県等において患者数が50名を超える細菌性食中毒が4件発生し、その中に高齢者施設における腸管出血性大腸菌O157による感染症患者及び死者も含まれていることを受け、別紙のとおり厚生労働省から通知がありました。

貴職におかれましても、以下の通知等を参考に、施設における食中毒予防及び衛生管理の徹底に万全を期されるとともに、施設利用者の体調管理についてもご留意いただき、体調不良の訴え等があった場合は医療機関の受診を行うなど適切な対応をお願いいたします。

（参考）

- ・ 厚生労働省発出の各種関係情報（「夏期の食中毒予防のための消費者への普及啓発について」（平成24年5月17日食安企・食安監発0821第1号）記載）
- ・ 社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日社援施第65号）
- ・ 老人保健施設における衛生管理等の徹底について（平成9年4月3日老健第83号）
- ・ 児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（平成9年6月30日児企第16号）
- ・ 社会福祉施設における食中毒予防の徹底について（平成9年7月9日社援施第104号）
- ・ 社会福祉施設等における衛生管理の徹底について（平成20年7月7日付け4課長連名通知）

担 当：新潟県福祉保健部 福祉保健課地域福祉係 石川 電 話：025-280-5176（直通） F A X：025-283-3466

《この文書は、所管各課（福祉保健課、高齢福祉保健課、障害福祉課、児童家庭課）を通じて発送しています。》

雇児総発0823第1号
社援基発0823第1号
障企発0823第2号
老総発0823第1号
平成24年8月23日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部局長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省老健局総務課長

社会福祉施設等における食中毒予防及び衛生管理の徹底について

本年8月に入り、患者数が50名を超える細菌性食中毒が4件（8月20日時点）発生しており、一部の高齢者施設等において、腸管出血性大腸菌O157による感染症患者及び死者も発生しております。

これを受けて、当省医薬食品局食品安全部監視安全課より「夏期の食中毒予防のための普及啓発等について」（平成24年8月21日食安監発0821第1号厚生労働省医薬食品局安全部監視安全課長通知）が発出されたところです。

つきましては、衛生主管部（局）と連携の上、貴管内社会福祉施設等における食中毒予防及び衛生管理の徹底について、遺漏のないようお願いします。

なお、食中毒予防対策及び衛生管理については、「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日社援施第65号）、「老人保健施設における衛生管理等の徹底について」（平成9年4月3日老健第83号）、「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」（平成9年6月30日児企第16号）、「社会福祉施設における食中毒予防の徹底について」（平成9年7月9日社援施第104号）及び「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日付4課長連名通知）等の通知を踏まえ、引き続き指導に努められますようお願いいたします。

食安監発 0821 第 1 号
平成 24 年 8 月 21 日都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長



夏期の食中毒予防のための普及啓発等について

標記については、平成 24 年 5 月 17 日付け食安企発 0517 第 1 号・食安監発 0517 第 1 号及び平成 24 年 7 月 19 日付け厚生労働省食安 0719 第 1 号に基づき、消費者及び食品等事業者に対する食中毒の予防に関する普及啓発の実施をお願いしているところです。

しかし、本年 8 月に入り、患者数が 50 名を超える細菌性食中毒が 4 件（8 月 20 日現在）発生しており、その中には多数の死者及び重症者が発生している事例もあります。これらの発生原因は調査中ですが、これらの事例を踏まえ、より一層、普及啓発の徹底を図るようお願いします。

また、食中毒事件が発生した際には、食中毒処理要領等に基づき、万全の調査体制の確保、当課食中毒被害情報管理室への迅速な調査結果等の報告を行うようお願いします。

(参考)

発生都道府県	発生年月日	原因食品	病因物質	患者数	死者数
北海道	8 月 1 日	食事	腸管出血性大腸菌	56	0
札幌市	8 月 3 日	白菜浅漬け	腸管出血性大腸菌	110	7
京都府	8 月 15 日	おにぎり	黄色ぶどう球菌	94	0
栃木県	8 月 17 日	弁当	調査中	414	0

※平成 24 年 8 月 20 日現在

食安企発 0517 第 1 号
食安監発 0517 第 1 号
平成 24 年 5 月 17 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

夏期の食中毒予防のための消費者への普及啓発について

標記については、例年、政府広報等を通じて消費者への普及啓発を行っているところですが、

本年も別添のとおり、5月21日より1週間、全国70紙の新聞に政府広報を掲載する予定です。また、この他、政府インターネットテレビも作成中です。

つきましては、関係情報の掲載場所についてお知らせしますので、消費者及び関係事業者に対する食品衛生に関する正しい知識の普及啓発の実施方お願いします。

- 政府広報 突出し広告食中毒予防
「食中毒の発生しやすい季節です。ご注意を！」（別添）

- 政府広報オンライン 特集「食中毒を防ぐ3つの原則・6つのポイント」
http://www.gov-online.go.jp/featured/201106_02/

- 政府広報オンライン お役立ち情報（最終更新平成24年5月14日）
「ご注意ください！お肉の生食・加熱不足による食中毒」
<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201005/4.html>

- 厚生労働省 家庭でできる食中毒予防の6つのポイント
<http://www1.mhlw.go.jp/houdou/0903/h0331-1.html>

- 厚生労働省 食中毒予防パンフレット
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/pamph.html>

- 食品安全委員会 食中毒予防のポイント
<http://www.fsc.go.jp/sonota/shokutyudoku.html>

政府広報



食中毒の発生しやすい 季節です。ご注意ください！

厚生労働省

●生の肉や内臓は新鮮なものでもO-157など細菌による食中毒が
発生する危険性があります。

●お子さんやお年寄りの方など抵抗力の弱い方は、よく加熱して食へ
ましょう。

●特に、牛のレバーなど内臓は生で食へないようにしましょう。

詳しくは

食中毒政府広報

検索



平成24年度 食品衛生月間の実施について

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働事務次官

食品衛生月間の実施について

食品衛生行政の推進については、かねてから格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、厚生労働省においては、食品衛生管理の徹底及び地方公共団体等におけるリスクコミュニケーションへの取組の充実等を図るため、8月の1か月間を「食品衛生月間」と定めております。
つきましては、本年度も別添のとおり「食品衛生月間実施要領」を定めましたので、貴職におかれましても、食品衛生月間の趣旨を御理解いただくとともに、関係団体と連携の上、御協力をお願いいたします。

食品衛生月間実施要領
(平成24年度)

1. 趣旨

食品は、国民の生命及び健康に密接な関わりを有し、その衛生の確保及び向上を図ることは、国民が健やかな日常生活を営む上で極めて重要である。

昨年の食中毒発生数については、患者数21,616人、事件数については1,062件、死者数は11人であった。(確定値)

特に、昨年4月には、飲食チェーン店での腸管出血性大腸菌による食中毒という事件が発生しており、これを受けて昨年10月1日には、牛の生食用食肉の衛生管理方法等について食品衛生法に基づく規格基準を策定するとともに、本年7月1日に牛の肝臓を生食用として販売することを禁止する規格基準を設定したところである。

また、特に夏期は、カンピロバクター・ジェジュニ/コリ、サルモネラ属菌、腸炎ビブリオ、腸管出血性大腸菌といった細菌による食中毒が多発しており、規模の大きい食中毒事例も多発している。

このような状況の中、国民が健康で安心できる食生活を送るためには、食品等事業者はもとより、国民に対する食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進並びに事業者のコンプライアンスの徹底を通じた食の安全の確保を図ることが必要不可欠である。

このため、本年度においても、8月を食品衛生月間と定め、全国的に食品衛生思想の普及・啓発をより一層強力に推進するものである。

2. 実施機関

(1)主催

厚生労働省、都道府県、保健所設置市及び特別区

(2)後援

文部科学省、農林水産省及び消費者庁

(3)協賛

社団法人日本食品衛生協会、一般財団法人日本公衆衛生協会、

独立行政法人国民生活センター、独立行政法人日本スポーツ振興センター

3. 実施期間

平成24年8月1日(水)から同月31日(金)までの1か月間

4. 実施目的

食中毒事故の防止と衛生管理の向上を図るため、食品等事業者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図ることを目的とする。

5. 実施方法

(1) 厚生労働省

地方公共団体その他関係団体との連携・強化を密にして、食品衛生月間の全国的な推進を図ることとし、次に掲げる事項を行う。

- ア 報道機関等への情報及び資料の提供
- イ 目的達成のために必要な広報活動の実施
- ウ 食品等事業者等の参加による懇話会への講師派遣等の実施

(2) 都道府県、保健所設置市及び特別区

都道府県、保健所設置市及び特別区は、関係団体等と連携・強化を密にして地域の実情に即した実施計画を作成し、次に掲げる事項を行う。

- ア 報道機関等への情報及び資料の提供
- イ 目的達成のために必要な広報活動の実施
- ウ 食品衛生監視員による監視及び指導の強化並びに食品衛生法規の遵守及び食品衛生思想の普及
- エ 営業者及び消費者に対する食品取扱施設の見学会の実施
- オ 営業者及び消費者に対する講習会の実施
- カ 臨時食品衛生相談室の開設
- キ 消費者等の参加による懇話会、意見交換会又は連絡協議会等の実施
- ク その他

(3) 社団法人日本食品衛生協会

- ア ポスターの作成及び配付
- イ 「平成24年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施について」(平成24年6月1日付け食安発0601第2号通知)を踏まえた、食品衛生指導員による指導・相談の強化・充実及び食品衛生思想の普及
- ウ 食品等事業者等の参加による懇話会等の実施
- エ その他

